



認知症事故訴訟

家族に賠償責任なし

JR東海逆転敗訴 最高裁



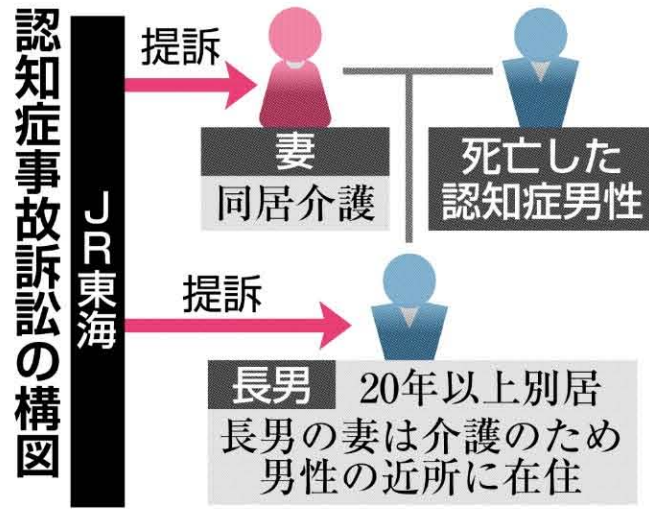
責任能力がない認知症男性(当時91)が徘徊中に電車にはねられ死亡した事故で、家族が鉄道会社への賠償責任を負うかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷(岡部喜代子裁判長)は1日、男性の妻(93)に賠償を命じた2審名古屋高裁判決を破棄した。JR東海側の逆転敗訴が確定した。

争点は認知症高齢者を介護する家族の監督義務。民法は、認知症などが原因で責任能力がない人が損害を与えた場合、被害者救済として、「監督義務者」が原則として賠償責任を負うと規定している。

これについて、同小法廷は判決で、同居している配偶者だからといって、監督義務者にあたるとはいえないなどと判断。在宅介護の現場に影響しそうだ。

1審名古屋地裁は、「目を離さず見守ることを怠った」と男性の妻の責任を認定。長男も「事実上の監督者で適切な措置を取らなかった」として2人に請求通り720万円の賠償を命じた。

2審名古屋高裁は「20年以上男性と別居しており、監督者に該当しない」として長男への請求を棄却。妻の責任は認め、359万円の支払いを命じた。事故は平成19年12月7日に発生。愛知県大府市で徘徊症状のある男性が電車にはねられ死亡。男性は当時「要介護4」の認定を受けていたが、同居していた当時85歳の妻らが目を離したすきに外出していた。事故後、JR東海側が「運行に支障が出た」として遺族に720万円の支払いを求めて提訴していた。



JR東海
認知症高齢者を介護する家族の監督義務について判断が下され、JR東海側の逆転敗訴が確定した。

1日午後、最高裁第3小法廷(春名中撮影)